

長崎県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱い

1. 参加者証の交付申請について

- (1) 「長崎県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）3（6）に定める対象医療を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による長崎県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書（以下「交付申請書」という。）に以下の①から⑤に掲げる書類を添えて、長崎県知事に申請するものとする。また、マイナンバーを用いた情報連携を実施することが可能な場合には、これらの提出書類の一部を省略することができる。
- ① 様式第2による臨床調査個人票及び同意書（臨床調査個人票については実施要綱5（1）に定める指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）の医師、同意書については原則として患者本人が記入したもの。以下「個人票等」という。）
 - ② マイナポータルからアクセスできる医療保険の「限度額適用認定証関連の情報」の画面のほか、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」という。）の写し、限度額適用認定証等の適用区分が記載されている資格確認書の写しなど、申請者の限度額区分を確認することができるもの
 - ③ 様式第6-1及び6-2による長崎県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（以下「医療記録票」という。）の写し並びに領収書及び診療明細書その他の様式第6-2に記載の事項を確認することができる書類等（実施要綱3（6）に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の24月以内に、実施要綱3（6）の①から③までに掲げる医療を受けた月数（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかった月数を除く。以下同じ。）が既に1月以上あることが記録されているものをいう。以下1（1）、6（2）、7（6）及び9において「医療記録票の写し等」という。）
 - ④ 核酸アナログ製剤治療について「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い」（平成20年3月31日健疾発第0331003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知。以下「肝炎治療実務上の取扱い」という。）別紙様式例4-2による肝炎治療受給者証の交付を受けた者（以下「肝炎治療受給者証被

交付者」という。) にあつては、肝炎治療実務上の取扱い別紙様式例 5 による肝炎治療自己負担限度月額管理票であつて、実施要綱 3 (6) に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の 2 4 月以内の自己負担額等が記録されているもの (以下「肝炎治療月額管理票」という。) の写し

- ⑤ 非課税証明書類や住民票の写しなど、長崎県知事が申請内容の審査に必要と認める書類等長崎県知事が申請内容の審査に必要と認める書類等
- (2) 実施要綱 6 (2) ただし書により、更新の申請を行う場合には、(1) に掲げる書類等 (個人票等を除く。)、2 (5) により交付された参加証の写しの添付を要するものとする。
- (3) 2 (5) の参加者証の交付を受けた者 (以下「参加者」という。) であつて、当該参加者証の記載内容に変更がある場合 (9 の場合を除く) については、長崎県知事に対し、変更があつた箇所を交付申請書に記載し、参加者証及び変更箇所にかかる関係書類を添えて提出するものとする。
- (4) 参加者は、参加証を汚損・紛失した場合は速やかに長崎県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証再交付申請書 (様式第 1 1) を長崎県知事に申請するものとする。
- (5) 医療保険の加入関係の確認は、マイナンバーを用いた情報連携を実施することで行うものとする。ただし、情報連携を実施することが難しい場合については、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」 (あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の PDF ファイルを表示した画面を含む。) により確認を行うこと。

2. 対象患者の認定及び参加者証の交付手続き等について

- (1) 長崎県知事は、交付申請書等を受理したときは速やかに当該申請に対する認定の可否を決定するものとする。
- (2) 長崎県知事は、実施要綱 6 (1) に定める認定を行う際には、個人票等に基づき、別添 1 に定める対象患者の診断・認定基準 (以下「診断・認定基準」という。) に該当する患者であることを適正に認定するものとする。この場合において、長崎県知事は、必要と認めるときは、実施要綱 6 (1) に定める肝炎治療に係る専門家協議会に意見を求めるものとする。
- (3) 長崎県知事は、実施要綱 6 (1) に定める認定を行う際には、実施要綱 3 (6) に定める対象医療を受けようとする日の属する月以前の 2 4 月以内に、実施要綱 3 (6) の①から③までに掲げる医療を受けた月数が既に 1 月以上あることを確認するものとする。

- (4) 長崎県知事は、実施要綱6(1)に定める認定を行う際には、1(1)②の書類に基づき、申請者が実施要綱4(2)の表の階層区分に該当する者であることを確認した上で、(2)による認定及び(3)による確認が行われた当該申請者に適用される所得区分について参加者証の適用区分欄に記載を行うものとする。なお、低所得者区分(所得区分における70歳未満の市町村民税世帯非課税者並びに70歳以上の低所得者Ⅰ及び低所得者Ⅱをいう。)に該当すると思われる被用者保険(健康保険、船員保険及び共済組合等)に加入する申請者が、参加者証の交付申請に併せて任意で限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとする場合には、実施要綱4(2)の表の階層区分に該当する者であることを確認した上で、(2)による認定及び(3)による確認が行われた申請者が加入する医療保険者に対し、所得区分の認定を行うために必要な資料等を添えて照会を行い、当該申請者に適用される医療保険における所得区分について参加者証の適用区分欄に記載を行うものとする。
- (5) 長崎県知事は、(4)により所得区分に係る記載を行った申請者を対象患者と認定したときは、速やかに当該患者に対し、様式第3による参加者証を交付するものとする。
- (6) 長崎県知事は、認定を否とした場合には、具体的な理由を付してその結果を申請者に通知するものとする。
- (7) 参加者証については、原則として、有効期間は1年以内とし、交付申請書等を受理した日の属する月の初日から起算するものとする。

3 認定の取消について

- (1) 参加者は、参加者証の有効期間内に実施要綱7(2)に定める研究に協力することの同意を撤回したい等認定の取消を求める場合は、長崎県知事に対し、様式第4による長崎県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了申請書(以下「参加終了申請書」という。)を提出するものとする。その際、交付を受けている参加者証を添付しなければならない。

なお、申請時期にかかわらず、参加終了申請書の受理日の属する月の末日までは同意の撤回はできない。
- (2) 長崎県知事は、認定を取り消すこととした場合は、速やかに様式第5による長崎県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加終了通知書(以下「参加終了通知書」という。)を参加者に送付するものとする。その際、長崎県知事は、遅滞なく、厚生労働大臣に参加終了通知書の写しを送付しなければならない。
- (3) (2)により認定を取り消すこととした当該参加者の認定の有効期間は、

参加終了申請書の提出を受けて認定を取り消す場合は、その申請時期にかかわらず、参加終了申請書の受理日の属する月の末日まで有効となるものとし、参加終了申請書の提出によらずして長崎県知事が認定を取り消す場合は、認定を取り消すこととした日の属する月の末日まで有効となるものとする。

4. 医療記録票等の管理について

(1) 長崎県知事は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変のことをいう。以下同じ。）と診断された患者（以下「肝がん・重度肝硬変患者」という。）に対し、様式第6-1による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票を交付するものとする。

なお、本医療記録票は、肝がん・重度肝硬変患者に対して、指定医療機関又は保険薬局を経由して交付できるものとする。

(2) 肝がん・重度肝硬変患者は、保険医療機関又は保険薬局を受診等する際に自ら保有する医療記録票並びに領収書及び診療明細書その他の様式第6-2に記載の事項を確認することができる書類を当該保険医療機関に提示するものとする。

(3) 指定医療機関及び保険薬局は、肝がん・重度肝硬変患者が別添2に定める病名を有して、当該指定医療機関に入院して実施要綱3(1)に定める肝がん・重度肝硬変入院医療に該当するものとして別添3に定める医療行為（以下「肝がん・重度肝硬変入院医療」という。）が実施された場合又は当該指定医療機関若しくは当該保険薬局を受診等して実施要綱3(3)に定める肝がん外来医療に該当するものとして別添4に定める医療行為（以下「肝がん外来医療」という。）が実施された場合は、様式第6-1による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票に所定の事項を記載するものとする。

(4) 肝がん・重度肝硬変患者は、医療記録票並びに領収書及び診療明細書その他の様式第6-2に記載の事項を確認することができる書類を適切に管理するものとする。

5. 対象患者への助成額の計算方法

(1) 長崎県知事は、実施要綱3(6)に定める対象医療として、高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療（肝がん外来医療の実施に係るものに限る。）を受けた対象患者に対して、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める額を助成する。

① 同じ月に高療該当肝がん外来関係医療を受けた場合 次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める額

- ア 対象患者が70歳未満の場合 Iの額からIIの額を控除した額
 - I 当該対象患者に係る高額療養費算定基準額
 - II 1月につき1万円
 - イ 対象患者が70歳以上の場合 次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める額
 - I 対象患者の所得区分が一般又は低所得者2の場合 当該対象患者の外来に係る高額療養費算定基準額
 - II 対象患者の所得区分が低所得者Iの場合 iの額からiiの額を控除した額
 - i 当該対象患者に係る入院・外来高額療養費算定基準額（入院医療及び外来医療に係る医療費の双方を対象とする高額療養費算定基準額をいう。以下同じ。）
 - ii 1月につき1万円
- ② 同じ月に肝がん外来関係医療（高療該当肝がん外来関係医療を除く。この②において同じ。）を受けた場合 次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める額
- ア 当該対象患者に係る高額療養費算定基準額（対象患者が70歳以上の場合は、入院・外来高額療養費算定基準額。この②において同じ。）から肝がん外来関係医療の一部負担額の合算額（高額療養費の算定方法の例により算定した一部負担額の合算額をいう。この②において同じ。）を控除した額が1万円を超える場合 肝がん外来関係医療の一部負担額の合算額
 - イ 当該対象患者に係る高額療養費算定基準額から肝がん外来関係医療の一部負担額の合算額を控除した額が1万円を下回る場合 Iの額からIIの額を控除した額
 - I 当該対象患者に係る高額療養費算定基準額
 - II 1月につき1万円
- (2) 長崎県知事は、実施要綱3(6)に定める対象医療として、高療該当肝がん外来関係医療を受けた対象患者に対して、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める額を助成する。
- ① 同じ月に肝がん・重度肝硬変入院関係医療（肝がん外来医療の実施に係るもの）に限り、高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に該当するものを除く。この(2)において同じ。）を受けていない場合 アの額からイの額を控除した額
 - ア 当該対象患者に係る高額療養費算定基準額（対象患者が70歳以上の場合は、外来に係る高額療養費算定基準額）

イ 1月につき1万円

② 同じ月に肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けた場合 次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める額

ア 当該対象患者に係る高額療養費算定基準額（対象患者が70歳以上の場合は、外来に係る高額療養費算定基準額）及び肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る一部負担額の合算額（高額療養費の算定方法の例により算定した一部負担額の合算額をいう。この②において同じ。）の合計額が当該対象患者に係る高額療養費算定基準額（対象患者が70歳以上の場合は、入院・外来高額療養費算定基準額）を超える場合 Iの額からIIの額を控除した額

I 当該対象患者に係る高額療養費算定基準額（対象患者が70歳以上の場合は、入院・外来高額療養費算定基準額）

II 1月につき1万円

イ 当該対象患者に係る高額療養費算定基準額（対象患者が70歳以上の場合は、外来に係る高額療養費算定基準額）及び肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る一部負担額の合算額の合計額が当該対象患者に係る高額療養費算定基準額（対象患者が70歳以上の場合は、入院・外来高額療養費算定基準額）を下回る場合 Iの額からIIの額を控除した額

I 当該対象患者に係る高額療養費算定基準額（対象患者が70歳以上の場合は、外来に係る高額療養費算定基準額）及び肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る一部負担額の合算額の合計額

II 1月につき1万円

(3) 長崎県知事は、実施要綱3(6)に定める対象医療として、高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療を受けた対象患者に対して、①の額から②の額を控除した額を助成する。

① 当該対象患者に係る高額療養費算定基準額（対象患者が70歳以上の場合は、入院・外来高額療養費算定基準額）

② 1月につき1万円

(4) 留意事項

① 肝炎治療受給者証被交付者である対象患者に対する核酸アナログ製剤治療に係る一部負担額の計算については、当該対象患者の核酸アナログ製剤治療に係る自己負担額を1万円（自己負担額が1万円に満たない場合は、当該自己負担額）として計算することとする。

② 長崎県知事は、70歳未満の対象患者が(1)から(3)により助成を受ける場合において、肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療に係る一部負担額の合算額について、高額療養費の算定方法の例により

算定するときに、合算することができない一部負担額がある場合は、当該一部負担額の合計額を（１）から（３）までに定める助成額に加えて助成することとする。

6. 対象患者が実施要綱５（２）①により自己負担額の軽減を受けることができない場合の取扱い及び５に定める助成額の請求方法

（１）実施要綱５（２）①に定めるこれにより難しい場合にあつては、対象患者は、実施要綱３（６）に定める対象医療に要した医療費のうち実施要綱５（２）②に定める金額を長崎県知事に請求することができるものとする。

（２）（１）による請求又は５に定める助成額について請求を行おうとする者（以下「請求者」という。）は、様式第７による長崎県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書に、次に掲げる書類を添えて、長崎県知事に申請するものとする。

ア 請求者の限度額適用区分を確認することができるもの

イ 請求者の参加者証の写し

ウ 医療記録票の写し等

エ 当該月において受診した全ての保険医療機関及び保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書の写し

オ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票の写し（ただし、（１）による請求の場合を除く）

カ 振込先の口座番号等が確認できる書類

キ 長崎県知事が申請内容の審査に必要と認める書類

（３）（２）に掲げる書類を審査した結果適当と認める場合は、請求者に対し、実施要綱３（６）に定める対象医療に要した医療費のうち、実施要綱５（２）②に定める金額又は５に定める助成額を交付するものとする。

7. 指定医療機関の指定及び役割について

（１）実施要綱５（１）の定めによる指定医療機関の指定を受けようとする保険医療機関は、様式第８による長崎県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関指定申請書（以下「指定申請書」という。）を長崎県知事に提出するものとする。

（２）長崎県知事は、次のいずれかに該当する旨を記載した指定申請書を提出した保険医療機関を長崎県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関として指定するものとする。また、長崎県知事は、指定した指定医療機関について、様式第９により厚生労働大臣へ報告するものとする。なお、長崎県知事が、指定医療機関の指定の取消を行ったときも同様とする。

- ① 肝がん・重度肝硬変入院医療及び肝がん外来医療を適切に行うことができ、かつ、本事業の実施に協力することができること。
 - ② 肝がん外来医療を適切に行うことができ、かつ、本事業の実施に協力することができること。
- (3) 長崎県知事は、自らが参加者証を交付した参加者が、他の都道府県知事の指定を受けている指定医療機関において実施要綱3(6)に定める対象医療を受けた場合には、当該指定医療機関を自ら指定した指定医療機関とみなして、実施要綱及びこの通知の規定を適用する。
- (4) 指定医療機関は、次に掲げる役割を担うものとする。
- ① 肝がん・重度肝硬変患者がいる場合、本事業についての説明及び様式第6-1による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票の交付を行うこと。
 - ② 様式第6-1による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票の記載を行うこと。
 - ③ 患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療に従事している医師に個人票等を作成させ、交付すること。
 - ④ 当該月以前の24月以内に実施要綱3(6)の①から③までに掲げる医療を受けた月数が既に1月以上ある場合のものとして、本事業の対象となる高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。
 - ⑤ その他、助成の対象になり得る患者に対し本事業に関する周知を行うなど、指定医療機関として本事業に必要な対応を行うこと。
- (5) 指定医療機関は、指定申請書の内容に変更があった場合は、速やかに長崎県知事に届け出るものとし、指定医療機関であることを辞退するため指定医療機関の指定の取消を求める場合は、参加者の利用に支障のないよう十分な時間的余裕をもって事前に届けるものとする。
- (6) 長崎県知事は、2(1)に定める交付申請書等の受理の際に、申請者から提出された医療記録票の写し等に、指定医療機関以外の保健医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療を受けたことが記録されているときは、当該保健医療機関が速やかに実施要綱5(1)で定める指定医療機関の指定を受けるよう必要な措置を講ずるものとする。

8. 対象医療及び認定基準等の周知等について

長崎県知事は、本事業の適正な運用を確保するために保険医療機関及び保険薬局に対して本事業の対象医療及び診断・認定基準等の周知に努めるものとする。

また、長崎県知事は、指定医療機関に対して定期的な指導・助言を行うよう努めるとともに、本事業を適正に実施していない指定医療機関に対して、本事業の適正な推進に必要な措置を講じるものとする。

9. 県外からの転入者の取扱いについて

県外で参加者証の交付を受けた者が県内に転入し、引き続き当該参加者証の交付を受けようとする場合には、転入日の属する月の翌月末日までに、転入前に交付されていた参加者証、変更部分を記載した交付申請書、1（1）に掲げる書類等（個人票等、医療記録票の写し等及び肝炎治療月額管理票の写しを除く）を添えて長崎県知事に申請するものとする。長崎県知事は、当該申請があった旨を転入前に参加者証を交付していた都道府県知事に伝達するとともに、転入日の属する月の転入日前に肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療が行われていない場合は、実施要綱3（6）に定める対象医療に要した医療費のうち、実施要綱5（2）②に定める金額又は5に定める助成額を負担するものとする。

なお、この場合における参加者証の有効期間は、転入日からとするのを原則として、転入前に交付されていた参加者証の有効期間の終期までとする。

10. 代理申請等

1の医療給付の申請、3の参加終了の申請、6の償還払いの請求及び9の転出先の都道府県知事への届出については、代理人に手続きを委任することができるものとする。

11. 情報収集

長崎県知事は、必要に応じて、本事業のより効果的な運用に資するための情報収集等を行うことができるものとする。

附則

この取扱いは、平成30年8月16日から適用する。

この取扱いは、平成30年10月23日から適用する。

この取扱いは、令和2年5月13日から適用する。

この取扱いは、令和3年4月1日から適用する。

この取扱いは、令和5年4月1日から適用する。

この取扱いは、令和6年4月1日から適用する。

この取扱いは、令和6年12月2日から適用する。

この取扱いは、令和8年3月1日から適用する。

(別添 1)

肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の診断・認定基準

医師が肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）と診断し、臨床調査個人票を作成し、それに基づき長崎県知事が認定する際の基準を以下の通り定める。

○ウイルス性であることの診断・認定

- 1) 「B型肝炎ウイルス性」であることについては、HBs 抗原陽性又は HBV-DNA 陽性、のいずれかを確認する。
*B型慢性肝炎の HBs 抗原消失例を考慮し、HBs 抗原陰性であっても過去に半年以上継続する HBs 抗原陽性が認められるものは、含まれることとする。
- 2) 「C型肝炎ウイルス性」であることについては、HCV 抗体陽性（HCV-RNA 陰性でも含む）又は HCV-RNA 陽性のいずれかを確認する。

○肝がんであることの診断・認定

現在あるいは以前に肝がんであることを、原則として次のいずれかの方法で確認する。ただし、「肝がん」は原発性肝がん及びその転移のことをいう。

- ・画像検査
造影CT、造影MRI、血管造影/造影下CT
- ・病理検査
切除標本、腫瘍生検

○重度肝硬変（非代償性肝硬変）であることの診断・認定

現在あるいは以前に重度肝硬変（非代償性肝硬変）であることを、次のいずれかの基準で判定する。

- ・Child-Pugh score 7点以上
- ・別添3の2に定める「重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為」又は、4に定める「重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為と判断する薬剤等（一般名）」のいずれかの治療歴を有する。

(別添 2)

肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の病名の判定基準

1. 肝がん患者であるかの判定基準

電子カルテ用 ICD10 対応標準病名マスター

| 病名 | 病名管理番号 | ICD10 コード | 病名交換用コード |
|--------|----------|-----------|----------|
| 肝癌 | 20057051 | C220 | C5L0 |
| 肝細胞癌 | 20057070 | C220 | U7HP |
| 原発性肝癌 | 20060439 | C220 | HU4F |
| 肝細胞癌破裂 | 20099318 | C220/K768 | GDUC |
| 肝内胆管癌 | 20057132 | C221 | VF8J |
| 胆管細胞癌 | 20070164 | C221 | PFSN |
| 混合型肝癌 | 20087874 | C227 | G3VC |
| 肝癌骨転移 | 20087470 | C795 | FT2V |

2. 重度肝硬変（非代償性肝硬変）患者であるかの判定基準

電子カルテ用 ICD10 対応標準病名マスター

| 病名 | 病名管理番号 | ICD10 コード | 病名交換用コード |
|-----------|----------|-----------|----------|
| 肝不全 | 20057155 | K729 | S3TE |
| 非代償性肝硬変 | 20074455 | K746 | RGML |
| 慢性肝不全 | 20076391 | K721 | R8R3 |
| B型非代償性肝硬変 | 20100410 | B181 | J13K |
| C型非代償性肝硬変 | 20100412 | B182 | EF6J |
| 肝腎症候群 | 20057092 | K767 | BB1J |
| 肝肺症候群 | 20090073 | K768 | VNRP |
| 肝性昏睡 | 20057095 | K729 | KHR0 |
| 肝性脳症 | 20057096 | K729 | N50L |
| 肝性浮腫 | 20057097 | R609 | E188 |
| 肝性腹水 | 20057098 | R18 | UBQ0 |
| 肝浮腫 | 20057156 | K768 | USD3 |
| 難治性腹水 | 20072330 | R18 | L8C7 |
| 腹水症 | 20075375 | R18 | SQTN |
| 肝性胸水 | 20088105 | K769/J91 | DR0E |
| 肝細胞性黄疸 | 20057071 | K729 | J4UV |
| 胃静脈瘤 | 20054220 | I864 | JE9H |
| 胃静脈瘤出血 | 20094926 | I864 | UFU2 |

| | | | |
|---------------|----------|-----------|------|
| 胃静脈瘤破裂 | 20094925 | I864 | HRMP |
| 食道静脈瘤 | 20065291 | I859 | UAFB |
| 食道静脈瘤出血 | 20065292 | I850 | TC7G |
| 食道静脈瘤破裂 | 20065293 | I850 | M8GP |
| 食道胃静脈瘤 | 20087148 | I859/I864 | F6F7 |
| 肝硬変に伴う食道静脈瘤 | 20096774 | K746/I982 | J6S5 |
| 肝硬変に伴う食道静脈瘤出血 | 20102608 | K746/I982 | P711 |
| 門脈圧亢進症 | 20077171 | K766 | G19D |
| 門脈圧亢進症性胃症 | 20088064 | K766 | P7M7 |
| 門脈圧亢進症性腸症 | 20093513 | K766/K638 | HJ0Q |
| 門脈圧亢進症性胃腸症 | 20093515 | K766/K928 | TEVN |
| 細菌性腹膜炎 | 20062300 | K658 | EJSD |

(別添3)

肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の治療目的の 入院と判断するための医療行為の例示

以下の1～5は、肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の治療目的の入院と判断するための医療行為の一例を示したものであり、例示されていない医療行為又は今後新たに医療保険の適用となる医療行為であっても、肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の治療目的であると判断される医療行為については、実施要綱3（1）で定める肝がん・重度肝硬変入院医療に該当するものとする。

1. 肝がんの医療行為

手術

| 区分番号 | 診療行為名称 | 請求コード |
|---------|---------------------------------|-----------|
| K695-00 | 肝切除術（部分切除） | 150362610 |
| K695-00 | 肝切除術（亜区域切除） | 150362710 |
| K695-00 | 肝切除術（外側区域切除） | 150362810 |
| K695-00 | 肝切除術（1区域切除（外側区域切除を除く）） | 150362910 |
| K695-00 | 肝切除術（2区域切除） | 150363010 |
| K695-00 | 肝切除術（3区域切除以上） | 150363110 |
| K695-00 | 肝切除術（2区域切除以上で血行再建） | 150363210 |
| K695-02 | 腹腔鏡下肝切除術（部分切除） | 150348010 |
| K695-02 | 腹腔鏡下肝切除術（外側区域切除） | 150348110 |
| K695-02 | 腹腔鏡下肝切除術（亜区域切除） | 150388710 |
| K695-02 | 腹腔鏡下肝切除術（1区域切除（外側区域切除を除く）） | 150388810 |
| K695-02 | 腹腔鏡下肝切除術（2区域切除） | 150388910 |
| K695-02 | 腹腔鏡下肝切除術（3区域切除以上） | 150389010 |
| K697-03 | 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cm以内）（腹腔鏡） | 150378410 |
| K697-03 | 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cm以内）（その他） | 150378510 |
| K697-03 | 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cmを超える）（腹腔鏡） | 150378610 |
| K697-03 | 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cmを超える）（その他） | 150378710 |
| K697-02 | 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（腹腔鏡） | 150378210 |
| K697-02 | 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（その他） | 150378210 |
| K615-00 | 血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）（選択的動脈化学塞栓術） | 150376810 |

| | | |
|---------|----------------------------|------------|
| K615-00 | 血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）（その他） | 150360710 |
| K697-05 | 生体部分肝移植術 | 150284810 |
| 処置 | | |
| J017-00 | エタノール局所注入 | 140050910 |
| D412-00 | 経皮的針生検法 | 160098010 |
| 放射線治療 | | |
| M001-00 | 体外照射（高エネルギー放射線治療） | 180020710* |
| M001-02 | ガンマナイフによる定位放射線治療 | 180018910 |
| M001-03 | 直線加速器による放射線治療 | 180026750* |
| 注射 | | |
| G003-00 | 抗悪性腫瘍剤局所持続注入 | 130007510 |
| G003-03 | 肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入 | 130010410 |
| 画像診断 | | |
| E003-00 | 造影剤注入（動脈造影カテーテル法）（選択的血管造影） | 170027110 |

* 該当する区分の検査すべてを含む。

2. 重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為

手術

| 区分番号 | 診療行為名称 | 請求コード |
|---------|---------------------------------|-----------|
| K532-00 | 食道・胃静脈瘤手術（血行遮断術を主とする） | 150136110 |
| K532-00 | 食道・胃静脈瘤手術（食道離断術を主とする） | 150136210 |
| K532-02 | 食道静脈瘤手術（開腹） | 150136350 |
| K532-03 | 腹腔鏡下食道静脈瘤手術（胃上部血行遮断術） | 150366910 |
| K533-00 | 食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡） | 150136510 |
| K533-02 | 内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術 | 150270150 |
| K615-00 | 血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）（選択的動脈化学塞栓術） | 150376810 |
| K621-00 | 門脈体循環静脈吻合術（門脈圧亢進症手術） | 150154510 |
| K635-00 | 胸水・腹水濾過濃縮再静注法 | 150159710 |
| K635-02 | 腹腔・静脈シャントバルブ設置術 | 150260450 |
| K668-2 | バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術 | 150401110 |
| K711 | 脾摘出術 | 150179810 |
| K711-2 | 腹腔鏡下脾摘出術 | 150271850 |
| K697-05 | 生体部分肝移植術 | 150284810 |

処置

| | | |
|---------|-------------------------|------------|
| J008-00 | 胸腔穿刺 | 140003210* |
| J019-00 | 持続的胸腔ドレナージ | 140004110 |
| J010-00 | 腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む） | 140003610 |
| J021-00 | 持続的腹腔ドレナージ | 140004510 |

画像診断

| | | |
|---------|----------------------------|-----------|
| E003-00 | 造影剤注入（動脈造影カテーテル法）（選択的血管造影） | 170027110 |
|---------|----------------------------|-----------|

* 該当する区分の検査すべてを含む。

3. 肝がんの医療行為と判断する薬剤等（一般名）

（1）化学療法

殺細胞性抗癌剤：エピルビシン、ドキソルビシン、シスプラチン、ミリプラチン、マイトマイシンC、フルオロウラシル、ゲムシタビン、テガフル・ウラシル等

分子標的治療薬：ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ、カボザンチニブ、ラムシルマブ、ベバシズマブ等

アテゾリズマブ、デュルバルマブ、トレメリムマブ、ペムブロリズマブ等

（2）鎮痛薬

オピオイド：モルヒネ、フェンタニル、ペチジン、ブプレノルフィン、ペンタゾシン、エプタゾシン、トラマドール、オキシコドン等

4. 重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為と判断する薬剤等（一般名）

（1）肝性浮腫・腹水治療薬（利尿薬）

肝性浮腫あるいは腹水、難治性腹水等の病名を有し、かつ、下記薬剤を投与している場合には、重度肝硬変（非代償性肝硬変）の対象医療と判断する。

- ・バゾプレッシン受容体拮抗薬：トルバプタン
- ・ループ系利尿薬：フロセミド、ブメタニド、トラセミド、プレタニド、アゾセミド
- ・カリウム保持性利尿薬：スピロラクトン、トリアムテレン、カンレノ酸カリウム

（2）肝性脳症治療薬

肝性脳症の病名を有し、効能又は効果として「慢性肝障害時における脳症の改善」を有する薬剤（商品名：アミノレバン、テルフィス、ヒカリレバン、モリヘパミン）による治療が実施されている場合には、重度肝硬変（非代償性肝硬変）の対象医療と判断する。

（3）抗ウイルス治療薬

効能又は効果として「HCV-RNA 陽性のC型非代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」を有する薬剤による治療が実施されている場合には、重度肝硬変（非代償性

肝硬変)の対象医療と判断する。ただし、肝炎治療特別促進事業において、非代償性肝硬変(Child-Pugh 分類B又はC)に対するインターフェロンフリー治療の対象患者と認定された者に限る。

5. その他の医療行為

別添2「肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)の病名の判定基準」に記載のある病名があり、入院で次に示す医療行為が行われた場合、本事業の入院医療と判断する。

- ・肝がんが肝臓以外に転移した時に転移巣に対して行われる手術(腫瘍摘出術等)
- ・肝がんが胆管に浸潤するなどした場合の減黄治療(内視鏡的胆道ドレナージ等)
- ・門脈血栓症に対する薬物治療(保険適用のある薬剤に限る)
- ・上記以外であって、肝がん又は重度肝硬変(非代償性肝硬変)により発生したことが明らかな合併症状に対する治療を目的とした入院であるとして、本事業の入院医療と判断するもの。なお、当該医療行為については、事前に都道府県を通じてその内容を厚生労働省に情報提供するものとする。

(別添 4)

肝がん外来医療に該当する医療行為

1. 肝がん外来医療に該当する医療行為

(1) 分子標的薬を用いた化学療法

○対象とする薬剤（一般名）

分子標的治療薬：ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ、カボザンチニブ、ラムシルマブ、ベバシズマブ等
アテゾリズマブ、デュルバルマブ、トレメリムマブ、ペムブロリズマブ等

(2) 肝動注化学療法

○対象とする薬剤（一般名）

殺細胞性抗癌剤：フルオロウラシル、シスプラチン等

(3) 粒子線治療

(4) その他の医療行為

上記(1)又は(3)の医療行為により発生した副作用に対する治療を目的とした医療行為。

2. その他

上記1を行うために明らかに必要と認められる外来医療（薬剤の処方を含む）であるとして、肝がん外来医療に該当する医療行為と判断するもの。